

京都市訓令甲第 16 号

庁 中 一 般

京都市局長等専決規程の一部を次のように改正する。

平成 25 年 12 月 27 日

京都市長 門 川 大 作

別表第 1 局長及び担当局長（文化市民局スポーツ担当局長，都市計画局土木技術担当局長及び建築技術担当局長並びに建設局防災・減災担当局長を除く。）の項第 33 号中「京都市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例」を「京都市公有財産及び物品条例（以下「公有財産条例」という。）第 13 条，京都市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例」に改め，同項第 34 号中「指定管理者条例」を「公有財産条例第 18 条，指定管理者条例」に改める。

附 則

この訓令は，平成 26 年 1 月 1 日から施行する。

（行財政局人事部人事課）